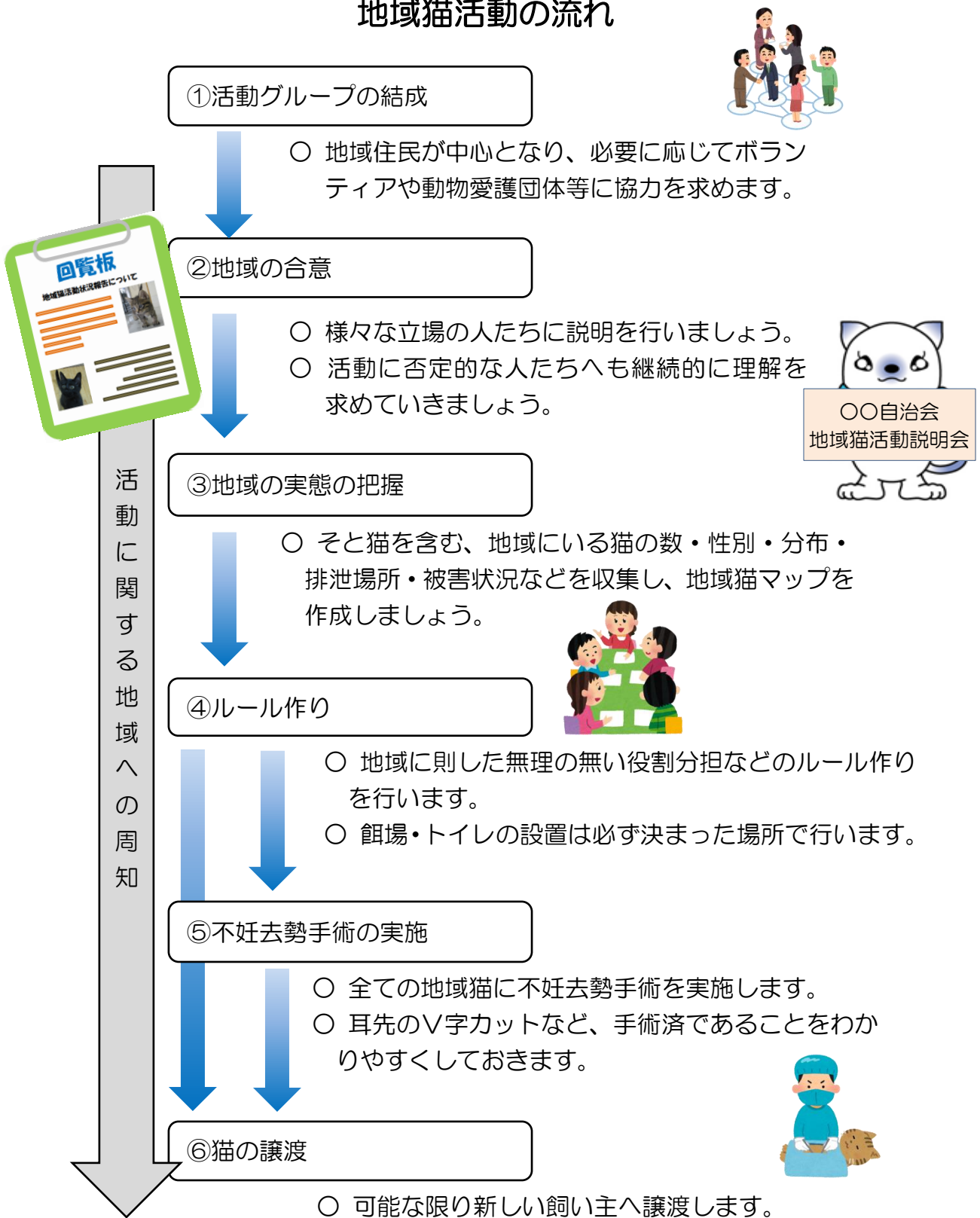


3. 地域猫活動のすすめ方

地域猫活動の流れ



① 活動グループの結成

地域猫活動に賛同した地域住民が中心となり、必要に応じ、ノウハウを持つボランティアや動物愛護団体に協力を求めましょう。

また、役割分担等の負担を減らすためにも、できるだけ多くの参加者を募るようにして、代表者を決めておきましょう。

② 地域の合意

地域猫活動は地域住民が主体となるため、地域の理解が必要です。

猫の問題から住民間のトラブルに発展しやすいため、必ず十分な話し合いや説明会を開催してから活動を行うようにしましょう。

話し合いや説明会の際には、活動を行う人、地域の自治会、猫による被害を受けている人、地域猫活動に反対の人等、様々な立場の人たちが参加できるようにしましょう。

行政は住民同士の連絡調整や説明会の場の設置等の支援を行います。

また、必要であれば、行政・動物愛護団体等はアドバイザーとして、説明会等に参加します。



③ 地域の実態の把握

実際に地域猫活動を実施するにあたり、その地域の実態を把握することが重要です。

その地域にいる猫（そと猫含む）の数、分布、餌場、排泄場所^{はいせつ}等を把握し、地域猫マップを作成しましょう。

飼い主のいない猫に餌を与えている人は、その地域の猫に詳しい場合があるので、地域猫活動に参加してもらうことができれば、大きな情報源となります。

また、そと猫については、地域猫と区別するために、室内飼養や所有者明示措置について、飼い主への啓発を行います。



④ ルール作り

地域の実態に適したルール作りが重要ですが、猫の被害を受けている人や猫が苦手な人にも配慮したルール作りを行ってください。

参加者が無理をすることなく活動を継続できるように、役割分担、ローテーション、日程を決めましょう。

また、トラブル・苦情等への対応方針を決めておき、その内容について、今後の活動に役立つ場合があるので、記録しておくようにしましょう。

行政・動物愛護団体等は、必要に応じ動物愛護や地域環境の観点からアドバイスをを行います。



⑤ 餌やり

餌場は決まった場所に設定し、決まった時間に与え、それ以外では絶対に与えないようにしましょう。

餌場を設定する際は私有地・公有地に関わらず、必ずその土地の所有者または管理者の了承を得てください。

また、餌場は道路沿いなどを避け、なるべく猫が安心して食べられる場所を選びましょう。

餌の量は全部の猫が食べ切れる量にして、食べ終わったことを確認したら、すぐに容器を回収して周囲を清掃して餌場を清潔に保つようにして、置き餌（餌を与えたまま放置すること）は絶対にしないでください。

置き餌をすると、カラスやハエ、ゴキブリ等が寄ってきたり、悪臭の原因となることがあります。

餌に残飯を与えると、排泄物が臭くなったり、人間の食べ物の味を覚えることにより、ゴミを漁ったりする場合がありますため、なるべく市販の猫用フードを与えるようにしましょう。



⑥ 排泄場所

所有者及び管理者の了承を得た場所に猫のトイレを設置して、猫の糞等で臭い付けを行い、そこで排泄をさせるようにして、排泄後は速やかに清掃を行い、常に清潔な環境を維持しましょう。

また、定期的にパトロールを行い、トイレ以外での排泄を確認したら、可能であれば速やかに処理・清掃を実施して、周辺環境の保全に努めましょう。

***周辺環境の保全状況が、地域猫活動が地域に受け入れられる重要な要因となります。**

